

# 平成27年第1回霧島市農業委員会総会

開催日 平成27年1月21日(水)

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

## 出席委員

1番委員、2番委員、3番委員、4番委員、5番委員、6番委員、7番委員、  
8番委員、9番委員、10番委員、12番委員、13番委員、14番委員、15番委員、  
16番委員、17番委員、18番委員、19番委員、20番委員、21番委員、22番委員、  
23番委員、24番委員、25番委員、26番委員、27番委員、28番委員、29番委員、  
30番委員、31番委員、32番委員、33番委員、34番委員、35番委員、36番委員、  
37番委員

出席職員	事務局長	高田 孝志	農地グループ長	堀ノ内 敬久
	振興グループ長	蔵元 裕治	主査	宮原 博和
	主査	原田 聡	主任主事	若林 優
	主任主事	中吉 哲平	主任主事	有村 大
	補佐兼G長	田上 政明	主任主事	深瀬 和香子
	主査	蔵元 賢一	主任主事	砂田 洋一
	主幹	本重 洋一		

- 1 総会日程 「諸般の報告」「事務局報告」
- 1 「農地利用変更届」について
- 2 「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転)(案)の意見決定」について
- 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 4 「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について
- 5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 7 「あっせん申出」について

「開 会 午前 10時45分」

○高田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さんこんにちは。本日の出席委員は36名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回定例農業委員会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をいたします。事務局。

○ [事務局より議案書の訂正について報告]

○議長（会長）

それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。36番委員、1番委員をお願いいたします。議事に入る前に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○高田事務局長

それでは先月の総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[4件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。農地法第18条第6項の規定に基づく利用権解約賃借権通知報告7件、使用貸貸権通知報告が3件、提出されております。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告等が終わりました。それでは、議事に入ります。

#### △ 議案第1号 「農地利用変更届」について

○議長（会長）

次に、議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が1件なされましたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査担当委員の報告をお願いします。隼人の1番、13番委員。

○13番委員

1号1番を報告します。

申請地は花山公民館の北に位置しており、現況は畑である。申請地の北は農道、南は畑、東は田、西は市道である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は現状のまま使用するものであり、周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員から報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届について」の届出は妥当であるという意見ですが、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第1号「農地利用変更届」を受理することに決定いたしました。

#### △ 議案第2号 「農用地利用集積計画の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、所有権移転3件、利用権設定の賃貸権33件、使用貸借権9件の計45件が提出されていますので、当委員会の意見決定について審議を求めます。ただし、利用権設定のうち29件は、再設定又は認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、利用権設定の新規13件について担当委員の意見報告を求めます。では、所有権移転の国分の1番、32番委員。

○32番委員

2号1番を報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で2筆計\*\*円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成26年12月某日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法の所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告します。

譲受人は認定農業者であり、現在143, 729㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがない。あっせん譲受人候補者名簿の国分地区\*\*番に掲載されており、その経営面積もあっせん基準の

80aを超えている。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、9番委員。

○9番委員

2号2番を報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で1筆\*\*円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成26年12月某日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法の所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告します。

譲受人は認定農業者であり、現在13,273㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがない。あつせん譲受人候補者名簿の国分地区\*\*番に掲載されており、その経営面積もあつせん基準の80aを超えている。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、4番委員。

○4番委員

2号3番を報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で1筆\*\*円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成26年12月某日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法の所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告します。

譲受人は認定農業者であり、現在120,463㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがない。あつせん譲受人候補者名簿の溝辺地区\*\*番に掲載されており、その経営面積もあつせん基準の210aを超えている。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

利用権設定の国分の7番と9番、9番委員。

○9番委員

2号7番と9番を報告します。

借人が同人である為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、17,887㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思

われる。以上です。

○議長（会長）

12番、2番委員。

○2番委員

2号12番を報告します。

借人は、現在、6,871㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

20番、7番委員。

○7番委員

2号20番を報告します。

借人は、現在、12,017㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

22番、24番委員。

○24番委員

2号22番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、19,738㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

23番と26番、12番委員。

○12番委員

2号23番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、21,332㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

2号26番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、2,624㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

28番、19番委員。

○19番委員

2号28番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、24,127㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

32番と33番、33番委員。

○33番委員

2号32番と33番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

35番、22番委員。

○22番委員

2号35番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、13,149㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

36番、34番委員。

○34番委員

2号36番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上です。

○議長（会長）

42番、5番委員。

○5番委員

2号42番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、40,687㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査担当委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、承認することに決定いたしました。

△議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が14件提出されましたので、審議を求めます。それでは議案書記載順に、調査担当委員の意見報告を求めます。国分の1番、33番委員。

○33委員

3号1番を報告します。

申請地は春山公民館の北東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,301㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、25番委員。

○25番委員

3号2番を報告します。

申請地は永山公民館の南東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,858㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、7番委員。

○7番委員

3号3番を報告します。

申請地は竹子小学校の北に位置しており、現況は畜舎と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は182,417㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支



障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、29番委員。

○29番委員

3号4番を報告します。

申請地は下小鹿野橋の北に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は14,929㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

5番から8番、1番委員。

○1番委員

3号5番から8番を報告します。

5番から7番は借人が同人であり、申請地も隣接地でありますのでまとめて報告します。

申請地は持松4区公民館の北西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。借人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は34,650㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。借人は農業生産法人以外の法人であるが、取得後において農地等を適正に利用していない場合の契約解除条件が契約書に記載されており、かつ地域の他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる。また業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事すると認められる。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項第2号に該当するが、同条第3項の例外規定のすべてを満たすため、許可相当と思われる。以上です。

3号8番を報告します。

申請地は霧島保健福祉センターの北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。借人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は34,650㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。借人は農業生産法人以外の法人であるが、取得後において農地等を適正に

利用していない場合の契約解除条件が契約書に記載されており、かつ地域の他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる。また業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事すると認められる。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項第2号に該当するが、同条第3項の例外規定のすべてを満たすため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

9番と10番、33番委員。

○33番委員

3号9番と10番を報告します。

受人が同人のため、まとめて報告します。

申請地は大窪公民館の西に位置しており、現況は田である。9番の申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておらず、10番の申請地には\*\*さんが平成27年3月までの使用収益権を設定している。今回の申請にあたって解約通知が提出されている。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,150㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

11番と12番、34番委員。

○34番委員

3号11番と12番を報告します。

受人が同人のため、まとめて報告します。

11番の申請地は真孝西集会所の北西に位置しており、現況は田及び不耕作地である。12番の申請地は小野小学校の南に位置しており、現況は田及び不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,762㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

13番、37番委員に代わり33番委員。

○33番委員

3号13番を報告します。

申請地は花山公民館の北に位置しており、現況は畑及び果樹園である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備していないが、必要に応じて知人のものを借りるので問題ないと思われる。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2, 551㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

14番、32番委員。

○32番委員

3号14番を報告します。

申請地は下牧之原地区公民館の南東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6, 333㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに決定いたしました。

#### △議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

##### ○議長（会長）

次の、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」は、取下げが提出されましたので審議いたしません。

#### △ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

##### ○議長（会長）

次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が6件提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について、現地調査が行われておりますので、調査担当委員の説明をお願いします。また、牧園の3番は議事参与の関係で別途審議いたします。国分の1番、15番委員。

##### ○15番委員

5号1番について報告します。

申請地は国分重久止上神社の東に位置し、現況は畑と田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は750㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は道路、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

##### ○議長（会長）

2番、25番委員。

##### ○25番委員

5号2番を報告します。

申請地は京セラ鹿児島工場の東に位置し、現況は雑種地である。なお、昭和60年頃、月極駐車場にしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は191㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると

思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は水路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、13番委員。

○13番委員

5号4番を報告します。

申請地は中福良小学校の西に位置し、現況は田である。農地区分は、申請地からおおむね300m以内に中福良駅があるため、3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,354㎡であり、申請地に全てクヌギ320本を植林するもので相当の面積があると思われる。申請地の東は市道、西は宅地、南は市道、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、32番委員。

○32番委員

5号5番を報告します。

申請地は大廻簡易郵便局の北東に位置し、現況は宅地である。なお、平成10年頃、宅地にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は借家の宅地拡張、物置、車庫にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は280㎡であり、また、隣接地の宅地471.97㎡を一体利用するもので、全体計画面積は751.97㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるが、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は山林、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、5番委員。

○5番委員

5号6番を報告します。

申請地は牧野公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問

題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2, 237㎡であり、申請地にすべて杉500本を植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は道路、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、牧園の3番を除き、やむをえないということで許可という意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」は、牧園の3番を除き、許可するということに決定します。つきましては、26日開催の県農業会議に諮問いたします。

次に牧園の3番を審議いたしますので、27番委員は退席を願います。

○ [27番委員退席]

○議長（会長）

3番、30番委員。

○30番委員

5号3番を報告します。

申請地は坂下自治公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貯水池を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1, 577㎡であり、貯水池に利用するためには相当な面積で

あると思われる。申請地の東は水路、西は水路、南は田、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、牧園の3番の転用は、やむをえないということで許可という意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」は、牧園の3番の転用は、許可するという事に決定します。つきましては、26日開催の県農業会議に諮問いたします。

27番委員は着席してください。

○ [27番委員入室]

#### △ 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について

○議長（会長）

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が25件出されましたので、審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査担当委員の報告を求めます。国分の1番、31番委員。

○31番委員

6号1番について報告します。

申請地は台明寺公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は502㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるが、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、10番委員。

○10番委員

6号2番について報告します。

申請地は有下公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は、1種農地の収用法対象事業に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は保育所、園庭、駐車場建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,256㎡であり、保育所、園庭、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は宅地、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、17番委員。

○17番委員

6号3番について報告します。

申請地は野口西集会所の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は店舗及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は512㎡であり、店舗を建設し利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は竹林、西は宅地、南は不耕作地と宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、10番委員。



○10番委員

6号4番について報告します。

申請地は府中地区公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は工場及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,044㎡であり、工場及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は用水路、南は宅地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、17番委員。

○17番委員

6号5番について報告します。

申請地は松木公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲及び通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は434㎡であり、宅地分譲及び通路を建設するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住宅専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は畑、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、25番委員。

○25番委員

6号6番について報告します。

申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明及び融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は217㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、10番委員。

○10番委員

6号7番について報告します。

申請地は国分東保育園の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は446㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は水路、西は田、南は道路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、31番委員。

○31番委員

6号8番について報告します。

申請地は下井公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅3棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,229㎡であり、建売住宅3棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地と畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、32番委員。

○32番委員

6号9番について報告します。

申請地は敷根東集会場の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場及び通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は290㎡であり、駐車場及び通路に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、4番委員。

○4番委員

6号10番について報告します。

申請地は陵南中学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は459㎡であるが、区画整理内仮換地で、実測面積は305.9㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

11番、30番委員。

○30番委員

6号11番について報告します。

申請地は桑坂公民館の西に位置し、現況は荒地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は991㎡であり、貸資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

12番、6番委員。

○6番委員

6号12番について報告します。

申請地は崎森公民館の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲地と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,645㎡であり、宅地分譲4区画と通路を建設し利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住宅専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。

以上です。

○議長（会長）

13番と14番、30番委員。

○30番委員

6号13番について報告します。

申請地は正牟田活性化センターの西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は607㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるが、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は山林、西は畑、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

6号14番について報告します。

申請地は霧島温泉駅の南東に位置し、現況は宅地である。なお、平成5年12月頃、不耕作により宅地にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅及び倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は808㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるが、のり面を含め使用不可313㎡あり、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は雑種地、西は雑種地、南は雑種地、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

15番、10番委員。

○10番委員

6号15番について報告します。

申請地は小田西自治公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。なお、平成18年3月頃、一部通路にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設及び通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,315㎡であり、太陽光パネル216枚、総出力54kwを設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は里道、南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われ

る。以上です。

○議長（会長）

16番から18番、34番委員。

○34番委員

6号16番について報告します。

申請地は浜之市ふれあいセンターの東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成3年4月頃と、平成14年7月頃、4条許可済みです。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸資材置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は3,011㎡であるが、区画整理内仮換地で、実測面積は2,031.41㎡である。貸資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は道路、北は国道である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

6号17番について報告します。

申請地は本町公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は52㎡であり、また、隣接地の宅地502.47㎡を一体利用するもので、全体計画面積は554.47㎡である。駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

6号18番について報告します。

申請地は隼人保育園の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲6区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,688㎡であり、また、隣接地の宅地144.27㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,832.28㎡である。宅地分譲6区画を建設するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種低層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

19番、22番委員。

○22番委員

6号19番について報告します。

申請地は見次公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は414㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は不耕作地、南は宅地、北は宅地と道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

20番から23番、37番委員に代わり33番委員。

○33番委員

6号20番について報告します。

申請地は中須西公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅及び通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は522㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるが、通路を含むため妥当と思われる。申請地の東は田、西は宅地、南は道路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

6号21番について報告します。

申請地は中須西公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅及び通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は534㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるが、通路を含むため妥当と思われる。申請地の東は田、西は宅地、南は田、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

6号22番について報告します。

申請地は中須西公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作

人なし。転用目的は宅地拡張及び通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は176㎡であり、宅地拡張及び通路を建設するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は宅地、南は田、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

6号23番について報告します。

申請地は三田坪公園の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は796㎡であり、宅地分譲3区画を建設するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は道路、北は宅地と田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

24番、22番委員。

○22番委員

6号24番について報告します。

申請地は見次公園の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は343㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は市道、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

25番、32番委員。

○32番委員

6号25番について報告します。

申請地は下牧之原地区公民館の南東に位置し、現況は通路である。なお、40数年前に通路にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は361㎡であり、通路として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は宅地

と畑、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。

19番委員。

○19番委員

6号2番について質問です。

第1種農地でありながら土地収用法対象事業であり、2,256㎡の申請面積であります。こういった土地収用法対象事業に保育園が対象になるのか、と思うところです。また、面積については、上限はないものでしょうか。

○議長（事務局）

事務局。

○原田主査

6号2番のただいまの質問にお答えします。第1種農地の不許可の例外に該当します土地収用法対象事業になります。土地収用法の第3条に規定されるものが35項目ほどありまして、その中の社会福祉事業に該当します。社会福祉事業には、老人福祉施設や障害福祉施設等も含まれますが、今回の保育所も該当します。面積については、様々な施設が対象になることから一般住宅や農家住宅のような目安となるような面積の上限はございません。そのようなことから、当該事業が申請面積を必要とするか、有効活用を図った申請であるか、といったところを審査していただきたいと存じます。

○19番委員

了解しました。

○議長（会長）

他にありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」の転用はやむを得ないということで許可という意見ですが、これについて、賛



成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」についての転用は許可ということに決定いたしました。つきましては26日開催の県農業会議に諮問いたします。

#### △ 議案第7号 「あっせん申出」について

○議長（会長）

次に議案第7号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施要領規定によるあっせん申出が、借付希望2件、売渡希望2件、借受希望1件、がなされましたので審議を求めます。調査担当委員の現地調査報告をお願いします。貸付希望、国分の1番、28番委員。

○28番委員

7号1番を報告します。

面積は404㎡と狭いですが、場所が良いのであっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

貸付希望の2番と売渡希望の3番、9番委員。

○9番委員

7号2番を報告します。

あっせんを受けたいと思います。3番も同じくあっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

4番、35番委員。

○35番委員

7号4番を報告します。基盤整理もされており、便利のいい場所ですのであっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

借受希望、溝辺の1番、2番委員。

○ 2 番委員

借受希望、7号1番を報告します。

あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

ただいま担当委員の報告が終わりました。あっせんを受けるということですが、これについて質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案7号「あっせん申し出について」は、借付希望2件、売渡希望2件、借受希望1件、につきまして、あっせんを行なうことに賛成の方は挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第7号は、借付希望2件、売渡希望2件、借受希望1件、につきまして、あっせんを行うことに決定いたしました。

それでは、あっせん委員を指名いたします。貸付希望の国分の1番を28番委員と25番委員に、国分の2番を9番委員と32番委員に、売渡希望の国分の3番を9番委員と32番委員に、溝辺の4番を35番委員と2番委員に、借受希望の溝辺の1番を2番委員と35番委員に、以上の通りあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

以上で平成27年1月定例委員会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありませんか。

○ 「なし」との声あり

これで平成27年第1回定例農業委員会を閉会いたします。

○高田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。本日はこれにて散会いたします。

「閉 会 午後 12時10分」

番

---

番

---

番

---